

坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約に係る指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工事用材料その他の物品等の買入れ並びに設計、調査及び測量その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事等入札参加資格に関する規程（昭和59年規程第4号）に基づき建設工事等の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員、代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員（専務取締役以上の地位にある役員をいう。）、実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者をいう。
- (2) 一般役員等 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者で、代表役員等以外のものをいう。
- (3) 使用人 有資格業者の一般従業員で、代表役員等及び一般役員等以外のものをいう。
- (4) 共同企業体 複数企業が共同で工事を受注し、施工するための組織をいう。

2 代表役員等、一般役員等及び使用人の地位は、別表第1又は別表第2（以下「別表」という。）の措置要件の欄の各号（以下「別表各号」という。）に該当する行為を行った時点の肩書とする。

(指名停止の要件及び期間)

第3条 企業長は、有資格業者、その使用人、下請負人又は有資格業者を構成員に含む共同企業体の行為が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当した場合は、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について、指名停止の措置を行うものとする。

2 企業長は、企業団が発注する建設工事等において、別表第2第3号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人（以下「有資格業者の使用人等」という。）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合及び有資格業者が同表第4号の措置要件に該当する場合は、必要に応じて、有資格業者の使用人等が代表役員等又は一般役員等となっている他の有資格業者についても同様に指名停止の措置を行うことができる。

3 企業団が発注する建設工事等に関し、別表第2第5号の措置要件に該当し、指名

停止を受けた有資格業者の使用人等が、当該指名停止期間中又は指名停止期間満了後、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合は、この要綱の適用について当初から同表第4号の措置要件に該当し、指名停止を措置されたものとみなす。

（下請負人及び共同企業体の構成員に関する指名停止）

- 第4条 企業長は、有資格業者である元請負人に対し、指名停止の措置を行う場合において、当該措置の原因である事案について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人に対し、当該元請負人に対して行う指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止の措置を行うものとする。
- 2 企業長は、共同企業体が別表各号に該当する行為を行った場合は、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）に対し、当該共同企業体の行為に該当する別表各号の措置期間の範囲内で期間を定め、指名停止の措置を行うものとする。
- 3 企業長は、前条又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該構成員に対して行う指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止の措置を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

- 第5条 有資格業者が1件の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当することとなった場合における指名停止の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の最も長いものとする。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、当初の2倍（当該2倍の期間が36月を超える場合にあっては、36月）の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。
- (1) 別表第2の第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2の第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、別表各号（別表第2第5号を除く。）の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、別表各号（別表第2第5号を除く。）のいずれかに該当することとなった場合。
- (3) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成28年告示第11号）別表の各号の措置要件に係る指名除外の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2の各号（第5号を除く。）の措置要件のいずれかに該当することとなった場合。
- 3 企業長は、指名停止の措置に関して、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、別表各号に規定する期間を2分の1又は2倍にす

ることで指名停止の期間を変更することができる。

4 企業長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前項の規定を準用した指名停止の期間から、当初の指名停止の期間を差し引いた期間を指名停止の期間とすることができる。

5 企業長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなった場合は、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(期間の加算)

第6条 企業長は、第3条から第5条までのいずれかに該当し、かつ、別表第3の区分に応じた加算事由に該当する場合は、第3条から第5条までのいずれかに規定する指名停止の期間に、同表の加算期間を加算するものとする。ただし、加算した後の期間が36月を超える場合は、36月とする。

(指名停止の通知)

第7条 企業長は、指名停止の措置を行った場合にあっては様式第1号、指名停止の期間の変更を行った場合にあっては様式第2号、指名停止の解除を行った場合にあっては様式第3号により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、企業長が通知する必要があると認める場合は、通知を省略することができる。

2 企業長は、企業団と締結した契約に係る建設工事等（以下「企業団発注工事等」という。）に関する指名停止の通知をする場合で、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、改善措置の報告を徴することができる。

(指名の取消し)

第8条 企業長は、指名停止の措置を受けた有資格業者を指名競争入札において、現に指名している場合は、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 企業長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(下請負等の禁止)

第10条 企業長は、指名停止の期間中の有資格業者への下請負又は再委任を承認してはならない。

(警告及び注意の喚起)

第11条 企業長は、有資格業者が別表第4に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、当該有資格業者に対して、文書により警告の措置を行うことができる。

2 企業長は、指名停止の措置を行わない場合（前項の規定による措置を行う場合を除く。）において、必要があると認めるときは、有資格業者に対して、文書又は口頭で注意の喚起を行うことができる。

(報告)

第12条 企業長は、第3条第2項の規定により指名停止の措置を行おうとする場合

は、当該有資格業者から、役員等の兼職について様式第4号により報告させるものとする。

(指名停止の公表)

第13条 企業長は、第3条第1項若しくは第2項又は第4条各項の規定により指名停止の措置を行った場合は、当該有資格業者名等について公表するものとする。

2 企業長は、前項に規定する場合において、第5条第5項の規定により指名停止の措置を解除したときは、速やかに公表を取りやめるものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和2年告示第10号)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約に係る指名停止措置要綱の規定は、この告示の施行の日以後に発生した事実又は行為について適用し、同日前に発生した事実又は行為については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第5条、第6条関係）

埼玉県内において起こした事故等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
虚偽記載	1 企業団の発注する建設工事等に係る一般競争及び指名競争において、指名競争入札等参加資格審査申請書、その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月
粗雑工事	2 企業団発注工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から2月
	3 県内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から1月
契約違反	4 第2号に掲げる場合のほか、企業団発注工事等の施工等に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月
公衆損害事故	5 企業団発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から死亡事故にあつては3月、それ以外にあつては2月
	6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から死亡事故にあつては2月、それ以外にあつては1月
工事関係者事故	7 企業団発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から死亡事故にあつては2月、それ以外にあつては1月
	8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から死亡事故にあつては1月、それ以外にあつては2週間

別表第2（第3条、第5条、第6条関係）

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
贈賄	1 次のア、イ又はウに掲げる者が企業団の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6月 5月 4月
	2 次のア、イ又はウに掲げる者が企業団の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 5月 4月 3月
違反行為 独占禁止法	3 次の場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 企業団発注工事等 イ 上記以外での業務	当該認定をした日から 12月 4月
競売入札妨害又は談合	4 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 企業団発注工事等 イ 上記以外での業務	逮捕又は公訴を知った日から 12月 4月
	5 企業団発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により、企業団が刑事告発を行ったとき。	当該告発を行った日から 12月

建設業法違反	<p>6 次の場合において、主任技術者の不設置、一括下請負、経営事項審査の虚偽申請、その他建設業法の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>ア 企業団発注工事 イ 上記以外での場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月 1月</p>
不正又は不誠実行為	<p>7 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、過積載、不正軽油の製造又は使用、産業廃棄物の不法投棄、外国人の不正就労その他不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月</p>
	<p>8 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月</p>
違反報告義務	<p>9 企業団発注工事等において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間</p>
度重なる警告	<p>10 別表第4の各号に該当したことにより、第11条第1項の警告を3年間に2回以上受け、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>ア 別表第4第2号に該当する行為が含まれる場合 イ 上記以外の場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月 1月</p>

別表第3（第6条関係）

措置期間の加算

区分	加算事由			加算期間
工事粗雑	1 企業団発注工事等において、故意に粗雑な工事を行った場合			1月
契約違反	2 企業団発注工事等において、次のア、イ又はウに掲げる行為を行った場合 ア 正当な理由なく契約を履行しなかった場合 イ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合 ウ 故意に虚偽の事実に基づき過大な額で請求した場合			1月
独占禁止法違反	3 違反行為者の地位	代表役員等である場合	企業団発注工事等におけるもの	4月
			上記以外	2月
		一般役員等である場合	企業団発注工事等におけるもの	2月
			上記以外	1月
	4 中心的役割かつ受注調整を行っていた場合			2月
	5 組織的かつ継続的に行っていた場合			2月
6 独占禁止法違反により公正取引委員会が刑事告発を行った場合			2月	
競売入札妨害 又は談合	7 違反行為者の地位	代表役員等である場合	企業団発注工事等におけるもの	4月
			上記以外	2月
		一般役員等である場合	企業団発注工事等におけるもの	2月
			上記以外	1月
	8 中心的役割かつ受注調整を行っていた場合			2月
	9 組織的かつ継続的に行っていた場合			2月

建設業法違反	10 逮捕者 (逮捕を経 ないで公訴 を提起され た者を含 む。)の地 位	代表役員等である場合	2月
		一般役員等である場合	1月
	11 営業停止処分が行われた場合		1月
不正又は不誠実行為	12 違反行為 者の地位	代表役員等である場合	2月
		一般役員等である場合	1月
	13 企業団発注工事等において、次のア、イ又はウに掲げる 行為を行った場合 ア 落札決定後に辞退した場合 イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を締結 することを妨げた場合 ウ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の遂行を妨げ た場合	2月	

別表第4 (第11条関係)

措 置 要 件
1 別表第1の各号及び別表第2の第1号から第9号までの措置要件に該当するが、指名停止の措置を行わない場合において、必要があると認められるとき。
2 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、企業団の職員に対して指名、元請業者に対する指導又はあっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関紙の購読等の要求を行ったとき。
3 企業団発注工事等の施工等に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わない等建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。
4 企業団発注工事等の完了検査において、工事成績点が著しく低いとき。

第 号
年 月 日

様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 印

指名停止の決定について（通知）

建設工事等の契約に係る指名停止について、下記のとおり決定したので通知します。再度このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。（なお、本件に関する今後の改善措置の詳細について報告してください。）

記

1 指名停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 指名停止の理由

注 括弧書きは、第7条第2項に該当する場合に使用する。

第 号
年 月 日

様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 印

指名停止期間の変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で通知した指名停止の期間を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 従前の指名停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 変更後の指名停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 変更の理由

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 印

指名停止の解除について（通知）

年 月 日付け 第 号で通知した指名停止を解除したので通知します。

年 月 日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 あて

本店所在地
商号又は名称
代表者役職名
代表者氏名

印

役員等兼職報告書

この度、下記事案につき発生した不祥事件に関連し、当社社員が役員等（使用人は除く。）として所属している会社関係を調査しましたので、その結果を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 不祥事件名

2 調査対象社員（逮捕され、又は起訴された社員）

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	性別	住所

3 上記2の社員の所属会社情報

ふりがな 商号又は名称	所在地	役職名

※ 該当する所属会社が複数ある場合は、全て記入すること。

（添付書類）

商業登記簿の登記事項証明書（報告会社自身と上記3記載の会社のもの）